

◎倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人の国民健康保険税を軽減します。

国

国民健康保険税の一部が4月から改正されます。主な改定内容は次の3つです。

1 新しい軽減制度

今まで、会社を辞めて国民健康保険に加入する時などは、収入が大きく減った場合でも、国保税の算定には前年の所得によって課税計算がされていました。しかし、4月からは、倒産や、解雇、雇い止めなど会社側の都合で失業した場合、離職した前年の給与収入総額で算定されるのではなく、その3割に対して計算される新しい軽減制度がスタートしました。詳しくは、お問い合わせください。

●対象者は

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人が軽減の対象となります。特定受給資格者とは「雇用保険受給資格者証」の離職理由

コード番号が「11・12・21・22・31・32」の人をいいます。また、特定理由離職者とは「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード番号「23・33・34」の人をいいます。

●軽減期間は

離職の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間となります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。（雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。）

●適用を受けるには

制度の適用を受けるには申請が必要で、6月1日より各総合支所内市民福祉課窓口で受付を開始しますので、世帯主が申請を行ってください。その際は、該当者の

「雇用保険受給資格者証」（ハローワーク発行）と印鑑をお持ちください。

2 課税限度額は増額

医療分の年間課税限度額は現行47万円から50万円へ、支援分は現行12万円から13万円へそれぞれ引き上げます。

3 後期高齢者医療制度に係る国保税の軽減措置が延長

社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行したこと、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入した場合、2年間の軽減を実施していますが、4月以降も、軽減期間が次の医療制度の改正まで延長されます。なお、既に申請をされている人は、引き続き対象となりますので、特別な申請は必要ありません。

■市民課国保年金担当

（TEL 82・3131 FAX 82・6622）



たとえば
会社都合により平成22年3月退職したAさん（市内在住・45歳）。前年給与年収は500万円で、ご本人と奥さん（所得無し・43歳）、お子さん2人が国保に加入した場合の年税額はこうなります。

いままでは **47万7,500円**（概算）

軽減後は **15万4,700円**（概算）

◎水道料金の地域格差を見直し、同じ基本料金に統一します。

水

道基本料金と加入分担金は、今まで地域ごとに定められていて、統一化は合併後の重要な調整課題となっていました。市では、平成21年度より水道事業運営審議会での料金等の統一についての審議を重ねてきました。その結果「使用者への影響に配慮し、段階を踏んで早急に実施することが望ましい」との意見がまとまり、平成22年度は基本料金と加入分担金を統一することになりました。今後もいっそう経費削減を図りながら健全な経営に努めますので、利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

穂高・三郷地域は10月から豊科・堀金・明科地域は11月から新料金へ

穂高・三郷地域は10月請求分（9月検針）から、豊科・堀金・明科地域は11月請求分（10月検針）から新料金になります。超過水量1立方メートル当たりの単価は、当分の

間、現在の各地域の単価が適用されます。なお、三郷地域は1立方メートル当たり142円から150円に改定します。（10月請求分から）

別荘の料金規定が廃止

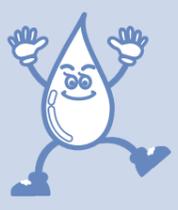
穂高地域の別荘は、4月から一般使用者と同じ2カ月に1回の検針・請求に変わりました。基本料金は、それぞれ使用している口径の基本料金です。5月の検針で過去1年分の超過水量を精算します。

加入分担金も4月から統一

水道の新設時に負担する加入分担金が4月申請分から統一されました。穂高地域の別荘用加入分担金と給水分担金には、変更ありません。

■業務課料金担当

（TEL 72・3111 FAX 72・3176）



●基本料金（1期2カ月分）（変更は青文字で表記）（単位：円）

用途	口径	基本水量	旧基本料金					新基本料金
			豊科	穂高	三郷	堀金	明科	
一般用	13mm	20㎡	3,000	3,500	2,520	3,000	3,670	3,000
	20mm		5,000	5,000	2,640	5,000	3,870	5,000
	25mm		6,800	6,800	2,700	6,800	4,080	6,800
	30mm		8,800	8,800	2,760	8,800	4,180	8,800
	40mm		16,000	9,400	2,800	9,400	4,280	12,000
	50mm		24,000	14,000	4,840	14,000	5,910	20,000
	75mm		56,000	18,000	5,240	18,000	6,630	40,000
	100mm		96,000	24,000	5,860	24,000	—	70,000
150mm	140,000	—	—	—	—	140,000		

●超過料金（1㎡につき）（単位：円）

用途	使用水量区分	豊科	穂高	三郷	堀金	明科
一般用	21㎡以上 60㎡まで	150	190	142	150	215
	61㎡以上	180	205	142	170	235
	201㎡以上（明科のみ）			→150		255

●新加入分担金（単位：円）

口径	新加入分担金（1件当り）
13mm	105,000
20mm	168,000
25mm	294,000
30mm	462,000
40mm	840,000
50mm	1,260,000
75mm	2,520,000
100mm	5,040,000
150mm	10,500,000
150mmを超えるもの	市長が別に定める

